

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書

2017年7月7日、国連は核兵器の開発や製造、保有、使用を全面的に禁ずる核兵器禁止条約を加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成多数で可決しました。以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86カ国で、2020年10月24日に批准国・地域が51カ国に達し、2021年1月22日に条約が発効される。

条約は、「核なき世界」の実現を求める国際的な声に後押しされ、核兵器を非人道的で違法だとみなす初めての国際条約です。

条約は、開発、生産、保有、使用などに加えて「使用するという威嚇」まで禁ずる内容です。

また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、広島・長崎市民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆国とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

日本政府は被爆国として核兵器全面禁止のために努力する証として、下記事項について取り組むよう要請します。

記

- 1 日本政府は、すみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 国会は、すみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

沖縄県読谷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣